

町幹部が個人情報もらすも反省なし

「全体の奉仕者」 意識の麻痺か

去る2月23日、町職員のT氏は、町監査委員あてに提出した請求書を勝手にコピーし、長寺区関係者に渡しました。そのために、監査請求人の権利がおりやかされる事態も起きました。このようなことが許されていいのでしょうか。

非を認め、謝罪してください

町職員であるT氏の行為は、地方公務員法第34条第1項「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない」との規定に反することは明らかではないでしょうか。また不当な要求を受け入れた行為は、「全体の奉仕者」との立場に背いています。請求人らはT氏が玉木弁護士 の追及にも誤りを認めないため、山本町長に内容証明郵便で謝罪を求めました。T氏から4月1日付けで「弁明と謝罪」（別記載）が届きましたが、「今も、違反を犯したとの意識はありません」と開き直っています。西澤氏は7日、総務課長に対し、T氏の処分（戒告や減給等）などを口頭で要請しました。その後、議会や監査委員協議などで守秘義務違反が問題になりましたが、いまだ、山本町長もT氏も守秘義務違反を認めず、謝罪していません。

地方公務員法第31条に基づき「任命権者（中略）の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。」と町条例に定められています。

宣誓書

私はここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し全体の奉仕者として誠実かつ公平に職務を執行することを固く誓います。
年 月 日 氏名

お元気ですか
のぶあきです

「全体の奉仕者」 精神の麻痺か

春、さわやかな感動に出会った。四月一日、初々しい「宣誓」が響く町職員の辞令交付。地方公務員の職務を行う前に、法で義務づけられている「全体の奉仕者として」という宣誓を新規採用のAさんが読み上げた。私はそれを聴きながら、今、守秘義務違反に問われているT氏はどうな気持ちか連想していた▼ところが、山本町長のあいさつの中で「年に一度はこの宣誓を思い起こすのもいいもの」などと言った。具体的な公務員の逸脱行為で町民の権利が侵害されている事件に直面しているときに「年に一度」どころか、公務員の職務に接する日々の心得として訓示してほしかった▼不当要求がまかり通る町政では「全体の奉仕者」の心得が危機にさらされている感が強い▼私たちはT氏を辞めさせることなど毛頭求めていない。公務員として当たり前のけじめをつけることを要請しているに過ぎない。

T氏が4月1日付けで西澤氏らに送付した書面

「公務員の守秘義務違反にかかわる謝罪要求書」に対する弁明と謝罪

甲良町町職員 T

（2月23日、A氏、B氏、C氏が来局し、3氏の求めに応じ請求書を閲覧させ、複写して渡した事実関係が書いてある。）

私の裁量で、それに応じました。決して、A氏（実名が書かれています）ら部落解放同盟の圧力に屈したものではありません。

（中略）

私の対応・行為が守秘義務に違反しているとのことですが、私自身はそのような認識はありませんでしたし、今も、違反を犯したとの意識はありません。ただ、かかる対応が行政行為の裁量の範囲内であると思っておりますものの、適当であったか否かについては、思量いたしているところでもあります。

しかし、私の対応によりまして、利害関係者側から請求人に圧力のありましたことは遺憾であり、精神的苦痛を受けられたことに対しましては、誠に申し訳なくお詫び申し上げます。

町が“土地ころがし”を承知で買収の疑い 町民が監査を請求

疑惑の解明なくして、 住民の交流・納得なし

「汚点を残すような用地を確保すれば、代々まで後ろ指を差される」これは長寺で広がる声です。住民3人が提出した長寺センター用地買収をめぐる監査請求の結果が注目されます。この請求に関して町職員のT氏が、個人情報を含んだ請求書を外部に漏らす事件も起きており、公務員の公正・中立の立場が問われています。

去る3月12日、甲良町役場で監査請求に関する西澤伸明氏および請求代理人の玉木昌美弁護士による意見陳述が行われました。意見陳述には新聞記者など数名が傍聴しました。【1】の中は50分におよぶ玉木弁護士の意見陳述要旨から引用したものです。

今回の監査請求で

何を求めていますか

長寺センター改築用地の売買契約の解除、用地買収の公金支出の返還（契約時に半金の支払い）、残る半金の差し止め。

なぜ、不当 不法と

判断しているのか

1、予算議決を逸脱
平成14年3月議会で「用地取得費3千万円」は6反の面積を予定して、反当り5百万円の金額と説明。実際の契約は、反当り6百万円で、約2.8反の面積。【本件土地を1995万6000円で購入する契約は議会の議決を欠く違法なものである。議会の議決がない場合、当該契約は無効となる（京都地判昭和62年2月18日判タ647号135頁）。したがって、本件土地購入契約は法的に無効である。】

2、土地の転売による利益確保の疑い
玉木弁護士は、まず、センターの建設

には異論はないとした上で、この用地買収が、地方自治法の立法精神に反した「特定の者の利益を確保するためになされた疑いが濃厚である。逆にいえば、その特定の者の利益をはかるために、税金が投入されることになる。」と指摘。その理由として、①土地名義人が農業をしていないこと、②不可解な農業委員会の決定、③土地名義人の家族のA氏が改築計画・内容が熟知できる立場にいたこと、④町への転売期間が短いこと、⑤町が前所有者から直接買収していれば、A氏らの転売はなく、町に損害を与えずにすんだ、⑥A氏らがその地位を利用して本件土地をころがして利益を獲得した事が後世に残ってもよいというのか、⑦解放同盟の利権あさりが見られないか、などの論点を力説し、公共事業からむ土地の転売益をねらった可能性が極めて高いと指摘しました。

解決方法は？

玉木弁護士は、A氏らが転売の利得を吐き出すことで、いとも簡単に解決できると強調。

監査結果の期限は4月20日
地方自治法では、住民監査請求が提出されてから60日以内に監査結果を出すことが決められています。その期限は4月20日です。

みなさんのご意見など
お待ちしております

「不可解な農業委員会の決定」

【農業委員会議事録によれば、事務局は（今回の売買で）「懸念されるのが農地として利用されずに埋め立てをされないかということです」と述べ、農業委員会として、A氏が実際に農業をやるかどうか疑問をもって【と指摘】農地法上の許可を取得する資格がないのに、農業委員会が許可をしたとすれば、それ自体が大問題である。また、その土地転がしに協力したことになる点においても重大である。】
さらに【農業委員会議事録によれば、A氏が小作としての賃借権の設定をしており、「家族合計で3反」との資格を装ったとも解されるが、そもそも、「家族で3反」ではその資格を充たすものではなく、それで資格を認めるとすれば、農地取得の資格としては、異例な取扱を特別にしたことになると指摘せざるをえない。】

甲良民報

NO.240 2004年4月18日

発行：日本共産党甲良町支部
支部長 西澤伸明 在士 463

Tel・Fax：38-4949

日本共産党のホームページ

<http://www.jcp.or.jp>

【月3回発行：月初めが月末原則休刊】